

建退共は、「退職金積み立て制度」です！

〈中小企業退職金共済法に基づき創設された建設業で働く労働者のための制度〉

掛 金

1日310円（1日掛け）

請求資格

約500日分の積み立てから満額支給されます！

事業主は、公共・民間または元請・下請を問わず労働者を雇用した日数分の証紙（掛金）を手帳に貼付して退職金積み立てを行います。

公共工事では工事費の中に
建退共の掛金相当額を積算算入していただいています。

元請は

公共工事に入る元請から末端の下請まで含めた、**建退共加入労働者（手帳を既に持っている人）**が就労した日数分の証紙を購入し、交付することとなっています。

* 目安率で購入した証紙が不足した場合は、随時追加購入または在庫の証紙から交付します。

下請は

手帳を持っている労働者が公共工事に入ったら、その者が就労した日数分の証紙を元請へ請求します。ただし、公共工事に就労しない日（民間工事等）の証紙（掛金）は、自社で購入して積み立てを行います。

発注機関は

公共工事に建退共加入労働者が就労する場合は、元請（受注者）から金融機関で証紙購入の際に発行される「掛金収納書」を徴取してください。なお、購入した証紙は、元請の労働者の手帳へ貼付および下請の加入労働者へも定期的（月1回）に交付するようご指導お願いいたします。



この公共工事に就労した日数（工事終了まで）は、
すべて交付対象です。



＜掛金収納書＞

～公共工事時の証紙購入の考え方～

公共工事に入る建退共加入労働者数（元請から末端の下請まで）と、その者の就労日数を的確に把握してそれに応じた額を購入することとなっています。

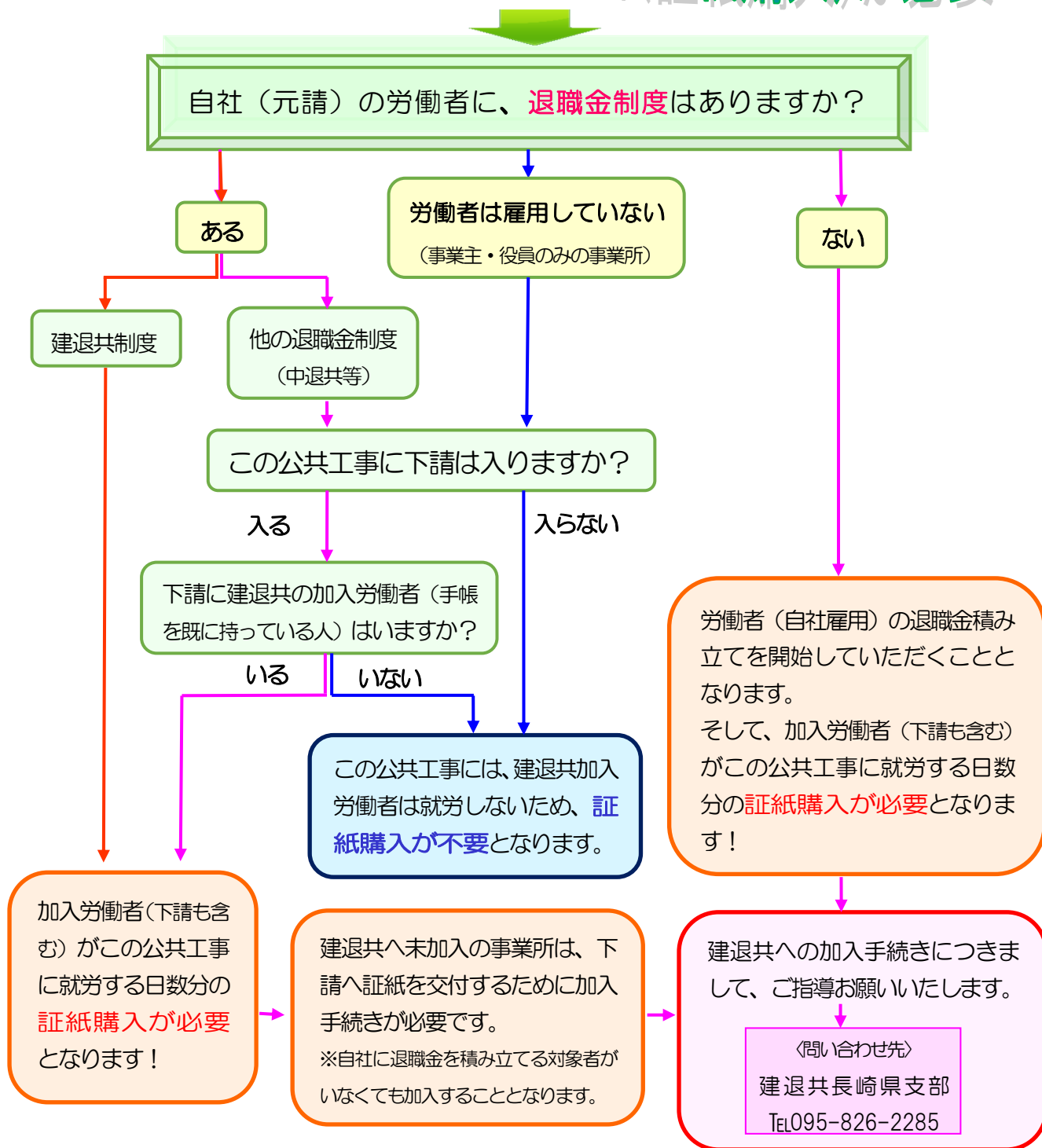
* 的確な把握が困難な場合は、目安の率で算出した額をまずは先に購入します。



目安率で購入した証紙が不足したら随時追加購入し（又は在庫の証紙から）、
加入労働者へ交付することとなります。

この公共工事で証紙購入が必要となるのか、裏面のチェックシートでご確認ください。

この工事は「掛金収納書」の提出(証紙購入)が必要!?



この制度は、建設業で働く労働者の福祉の向上を目的としており、建設業の事業主がお互いに協力し合って積み立てる任意加入の退職金制度です。

将来労働者一人ひとりに適正な退職金を受け取っていただくためには、事業主のみなさんが本制度内容を納得いただいたうえで加入され、退職金の積み立てを行っていくことが重要となります。

しかしながら、この制度内容が正しく認識されておらず適正な退職金に繋がっていない状況も見受けられます。建退共長崎県支部では、“正確な制度内容”を事業主の方へ伝えていくことが建設労働者の福祉の向上へ繋がると考え、日々説明を行っております。今後も、発注機関の方々にご協力をいただきながら制度の普及および履行促進を行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。